

令和7年度 事業計画

1. <障害福祉サービス事業 ゆうゆう>

管理者 1名（兼任） サービス管理責任者 2名（うち 1名兼任、1名非常勤専従）

（1）就労移行支援事業

- ・利用定員 6名

- ・事業内容

1) 生産活動

時間：9:00～17:00（月曜日～土曜日 6日／週）

※土曜日はイベント等で開所する場合あり

内容：施設外就労（病院内清掃、新規開拓）

パソコン業務（データ入力）

内職（紙加工）

その他必要とされる生産活動

2) 支援内容

①就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練

- ・訓練を通して長所や課題を明確にし、本人の状態に沿った目標を立てる。
- ・マナー、身だしなみの勉強会を持つ。
- ・利用者の意見を参考に職場見学を実施。また、障害者就業・生活支援センターが主催する職場見学へも積極的に参加する。
- ・体験と雇用を前提とした職場実習を積極的に実施する。

②求職活動に関する支援

- ・ハローワークへの登録、面接時の同行。
- ・障害者職業センターでの職業評価を実施し、就職後はジョブコーチ支援、就労定着支援事業を活用。

③利用者の適性に応じた職場の開拓

- ・ハローワーク、就業・生活支援センターと連携して実施

④就職後における職場への定着に必要な相談

- ・施設内での面接、職場訪問

⑤他事業所の見学・交流

- ・周辺の就労移行支援事業所への見学や交流を実施。

⑥就労アセスメントの実施

- ・就労経験のない就労継続B型事業所利用希望者に対する就労アセスメントの実施。

⑦その他、就労に必要な支援

- ・就労移行支援事業を利用して就職した方の体験発表会の実施。

3) その他の事業

- ・障がい者の地域交流に関する事業、サービスの提供
- ・職員配置 就労支援員 1名（兼任）、職業指導員 1名
生活支援員 1名（非常勤専従）

① 就職数 3 件

- ② 障害者職業総合センター作成の就労支援のためのアセスメントシートを用いて就労アセスメントの実施。
- ③ パソコンを使用した業務の開拓
- ④ 新規施設外就労先の開拓

(2) 就労定着支援事業

- ・利用者 5 名
- ・職員配置 就労支定着支援員 1名（兼任）
- ・事業内容
 - 1) 本人への支援
 - ・対面による面談を月 1 回以上実施。
 - ・関係機関との連絡調整
 - ・就労によって生じる生活面の課題への支援
 - 2) 事業所への支援
 - ・月 1 回以上の訪問支援を実施。
 - ・障がい特性の理解に対する支援
 - ・障がい特性に配慮した労務管理についての支援
 - 3) 就労支援機関との連携
 - ・障害者職業センターと連携し、障害者職業カウンセラーによる助言を得る。また、職場適応援助者と連携する。
 - ・就業・生活支援センターと連携し、利用者や雇用主に関する助言、援助を得る。また、就業・生活支援センターが主催する交流事業等への参加を実施。サービス提供終了前に引継ぎを実施。
 - ・ハローワークとの連携し、チーム支援への協力体制をとる。

① 新規利用者 1 名の増加

- ② 現在の利用者 5 名の就労定着を目指す。

(3) 就労継続支援事業（B型）

- ・利用定員 30 名
(ゆうゆう主たる事業所 20 名、風楽里内に従たる事業所 10 名)

・事業内容

1) 生産活動

時間：9：00～17：00（月曜日～土曜日 6 日／週）

※土曜日はイベント等で開所する場合あり

内容：内職（紙加工）

おにぎり・カレーの製造販売（主たる事業所）

カフェ・弁当事業（従たる事業所）

施設外就労（豊岡台病院、三島中央公園、三島港公園、向山公園、
四国中央市子ども若者発達支援センター、市役所駐車場、
法務局、寒川豊岡海浜公園、ジャストホームからの委託を受け
た清掃作業、木材キューブ加工作業）

その他必要とされる生産活動

2) 就労支援

- ・職場規律の指導
- ・健康管理の指導
- ・就労及び生活に関する相談支援

3) その他の事業

- ・障がい者の地域交流に関する事業、サービスの提供
- ・年間1回他事業所への見学、交流会を実施する。
- ・工賃 利用者の能力や作業状況を考慮し、工賃を支払う。
- ・SNSによる活動周知
- ・eスポーツ活動の推進

・職員配置

【主たる事業所（ゆうゆう）】

職業指導員2名（うち1名非常勤専従）、生活支援員3名（うち1名非常勤専従）、
目標工賃達成指導員1名

【従たる事業所（ふらりんこ）】

職業指導員2名（うち1名非常勤専従）、生活支援員2名（うち1名非常勤専従）

【主たる事業所】

- ① 新規利用者の受入れ
- ② 新規施設外就労先の開拓
- ③ 調理作業の拡充
- ④ 事業所見学研修の実施

【従たる事業所】

- ① 新規利用者の受入れ。
- ② カフェ営業日の増加
- ③ 移転準備

2. <障害福祉サービス事業 土居わかつたけ>

管理者 1名（兼任） サービス管理責任者 2名（うち 1名兼任、1名非常勤専従）

（1）就労継続支援事業（B型）

・利用定員 14名

・事業内容

1) 生産活動

時間：8：45～17：00（月曜日～金曜日 5日／週）

※ 行事等による土曜日及び祝祭日の開所あり

内容：内職（紙加工・ナンバリング）

施設外就労 市の委託：関川河川敷トイレ清掃

ディプロ：本社工場及び旧工場内清掃作業

出店：だんだん

キッチンカー

農福連携：里芋分割作業

焼肉のたれ製造・販売（だんだん・コットン・たのしみ市）

畑作業

その他必要とされる生産活動

2) 就労支援

・職場規律の指導

・健康管理の指導

・就労及び生活に関する相談支援

3) その他の事業

・障がい者の地域交流に関する事業、サービスの提供

・他事業所への見学、研修及び交流会を実施する。

・職員研修（先進事業所への見学）

・インスタグラムによる活動周知・地域活動への参加・交流

① 新規利用者の受入れ

② キッチンカー拡充

③ 調理手順の視覚化

・職員配置

職業指導員 1名、目標工賃達成指導員 1名

生活支援員 2名（うち 1名非常勤専従）

(2) 自立訓練（生活訓練）

・利用定員 6名

一定の期間（原則2年以内）を通して地域生活を送るために必要となる日常生活力の習得を目指すための訓練を行う。

・事業内容

1) 生活リズムの獲得

・通所による生活リズムの獲得

時間：9：00～17：00（月曜日～金曜日 5日／週）

※ 行事等による土曜日及び祝祭日の開所あり

・健康管理（服薬や睡眠確認、バイタルチェック等）

・体力維持・向上

2) 生活力の習得

・身だしなみ ・整理整頓 ・家事全般 ・金銭管理

・公共交通機関の利用練習 ・ルールやマナー

・移動手段獲得のため自転車、原付等の練習

3) コミュニケーション能力の向上

・面談 ・グループワーク ・人づきあいや地域生活のマナー

自己表現方法や人と上手く関わっていくための方法やルールについて学ぶ。

4) 自己理解について

・障害や疾病について理解する ・自分の特性について知る

・自分について他人にわかりやすく説明する方法を学ぶ

5) 戸外活動

・社会見学及び体験 ・レクリエーション ・農作業

・ボランティア活動

①新規利用者の受入れ

②生活力の取得を重要視し、場面設定を行い、トレーニングを繰り返す。

③活動を通して体験を行い、経験値を積み重ねる。

・職員配置

生活支援員 2名

3. <外部サービス利用型指定共同生活援助事業>

- メゾンコスモス I・II • 定員 I : 5名 II : 5名
- グループホームひなぎく • 定員 6名
- グループホームさつき • 定員 4名

・職員配置

管理者 1名 (非常勤専従) サービス管理責任者 2名 (非常勤専従)
世話人 13名 (内、非常勤専従 11名)

- ① 入所者への地域移行の意思確認に関する指針を定め、入居者本人の希望に添った支援を行う。
- ② 地域連携推進会議を開催する。

4. <地域生活支援事業>

(1) 地域活動支援センター<Ⅲ型>風楽里の設置・経営 (四国中央市より委託)

利用定員 15名

活動時間 9:00～17:00 (月曜日～金曜日 5日/週)

事業内容

1) 生活支援に関する事業

- ア. 日中の居場所の提供
- イ. プログラム活動を通しての生活訓練等の実施
 創作活動、軽運動など
- ウ. 日常生活相談
- エ. 家族支援

2) その他の事業

- 地域社会との交流促進事業
- 地域行事、光と風の交流会、学習会の参加等

職員配置 施設長 1名 (非常勤専従) 指導員 1名

- ① 関係機関との連携を深め、地域で安定した生活を継続するための個別支援、訪問支援、家族全体への支援に積極的に取り組む。

5. <相談支援事業>

○指定特定相談支援事業 (サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成)

(1) 事業概要

障がい児者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

(2) 対象者

- ・障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者
- ・障害福祉サービスを利用するすべての障がい児

(3) 内容

- ・サービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下、「計画」という。）案を作成
- ・サービス事業者等との連絡調整、計画の作成
- ・一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う。（モニタリング）

○指定一般相談支援（地域移行・定着）

(1) 事業概要

施設や病院に長期入所等していた当事者が地域での生活に移行するために、住居の確保や新生活の準備等について支援する。また居宅で一人暮らししている当事者について、緊急時における連絡、相談等のサポートを行う。

(2) 対象者

- ・精神科病院（精神科病院以外で精神病床が設けられている病院を含む）に入院している者
- ・障害者支援施設または児童福祉施設に入所している者

(3) 内容

（地域移行支援）

居住の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を供与。

（地域定着支援）

連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与。

○四国中央市委託相談支援事業

(1) 事業概要

障がい児者及びその保護者または介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や便宜を供与し、及び権利擁護のために必要な援助を行うことにより、自立した日常生活または社会生活を営むことができるようとする。

(2) 対象者

四国中央市内に居住する障がい児者及びその保護者または介護者

(3) 内容

- ア 福祉サービスの利用の援助
- イ 社会資源を活用するための支援
- ウ 社会生活力を高めるための支援
- エ 権利の擁護のために必要な援助
- オ 専門機関の紹介
- カ その他の生活相談に対する助言・指導等
- キ 支援調整会議等への出席

・職員配置：管理者 1名（兼任）、相談支援専門員 2名（1名兼任）

- ① 専門性を活かし、精神障がい者の困難事例にあたると共に、市内相談支援事業所からの相談にも応じていく。
- ② 主任相談支援専門員、愛媛県地域リーダーとして、基幹相談支援センターの運営に協力する。

6. <訪問型職場適応援助促進事業>

○訪問型職場適応援助者

（1）事業概要

障がいのある方が一般の職場で就労するにあたり、本人・事業主および当該本人の家族に対して、職場適応に向けた人的支援を提供する。また、本人が円滑に就労できるように職場内外の支援環境を整え、雇用の促進および職業の安定に資することを目的とする。

（2）対象者

雇用前および障がい者雇用で就職した障害者及びその保護者または事業所。

（3）内容

本人への支援

- ・作業遂行力の向上支援
- ・職場内コミュニケーション能力の向上支援
- ・対象者が円滑に就労する為の職場環境の調整

家族への支援

- ・健康管理、生活リズムの構築支援
- ・安定した職業生活を送るための家族のかかわり方に関する助言

事業所への支援

- ・障がい特性に配慮した雇用管理に関する助言
- ・配置、職務内容に関する助言
- ・障がいの理解に係る社内啓発
- ・障がいを持った方とのかかわり方に関する助言
- ・指導方法に関する助言

①新規利用者の増加

③ 職員研修の参加

7. <法人本部>

① 給与規程（職員給与表）の見直し

同業他社を参考に、現状に見合った給与表となるよう規程の見直しを行う。

② 地活風楽里及びゆうゆう従たる事業所、グループホームさつきの施設整備

市役所生活福祉課の協力を仰ぎながら進めたい。

③ しこちゅ～アート展の開催

市内全域の障がい児・者を対象としたアート展を開催。作品展示を通し、広く市民に対し障がい福祉の啓発を行うことを目的としたい。

④ 職員研修の実施

虐待防止、法令順守、感染症予防、グループワークによる自己研鑽を目的とした研修を実施する。

⑤ 社会貢献活動

子ども食堂「ふれあいきっちんかあか」の運営協力を年2回程度行う。

⑥ 交流行事の開催

どんぐり交流会、eスポーツ交流会を開催する。

⑦ ホームページのリニューアル

職員有志が無料ソフトを使用して作成したホームページを運用しているが、閲覧のし辛さや運用の不便さの解消のため、専門業者に作成を委託する。

⑧ 就労選択支援事業実施に向けて

令和8年4月より就労選択支援事業の運営ができるよう、障害者職業総合センター作成の「就労支援のためのアセスメントシート」を用いた就労アセスメントを行う。